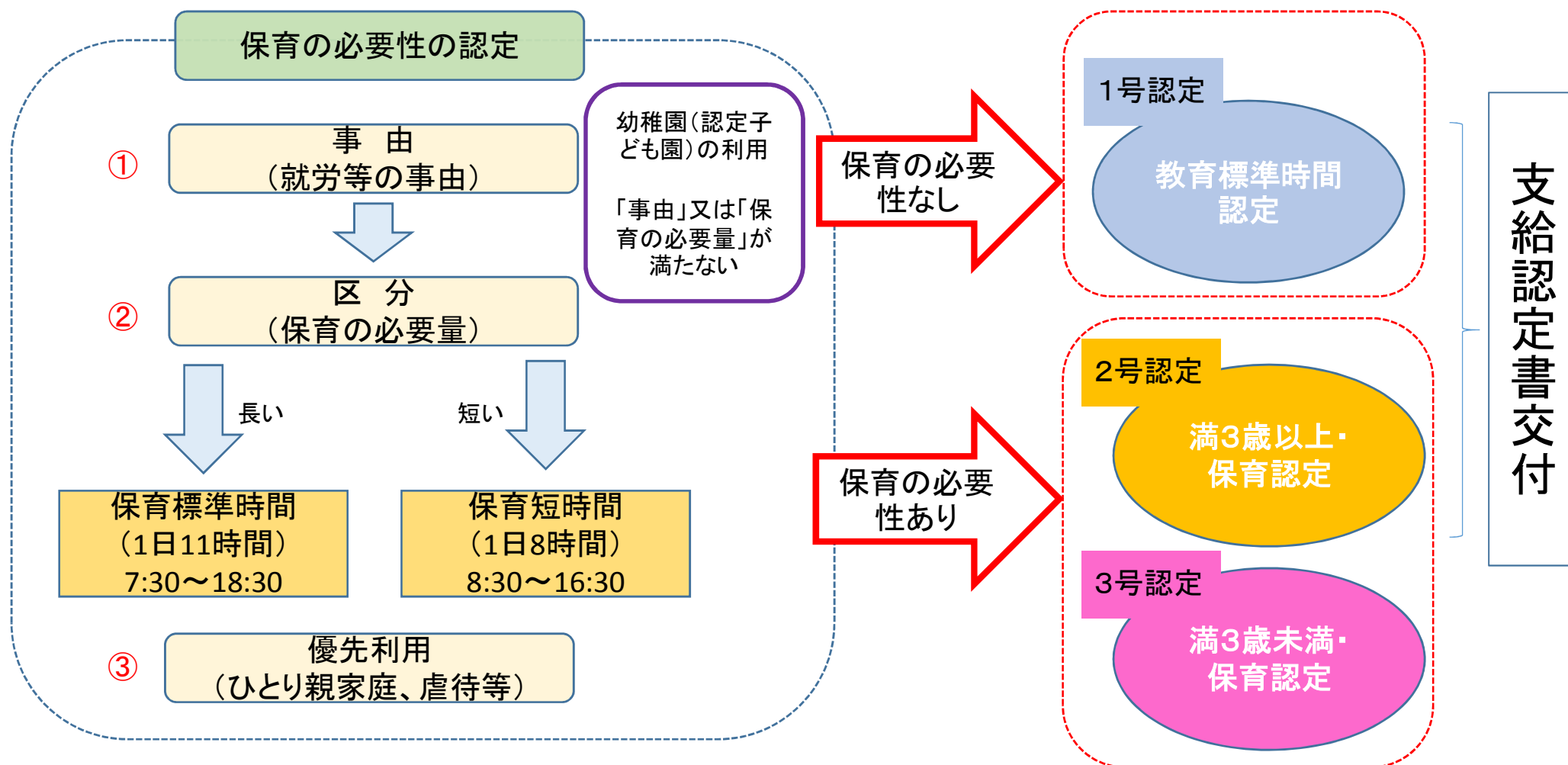


新制度における主な変更点・ スケジュール等

新制度移行の変更点

■ 1 支給認定書の交付



■ 2 保育に欠ける事由の拡大

現行の「保育に欠ける」要件

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が保育することができないと認められること
- ①昼間労働することを常態としていること(就労)

- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ④同居の親族を常時介護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥上記以外に類する常態にあること



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
同居の親族その他の者が保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間就労は除く)
 - ・居宅内労働(自営業・在宅勤務等)含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、傷害

- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧

- ⑥就職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるとき
- ⑩その他、上記に類する常態として市が認める場合

■3 現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 就労時間 120時間以上／月	2区分 ①保育標準時間(11時間保育／日) 就労時間 120時間以上／月 ②保育短時間(8時間保育／日) 就労時間 64時間以上／月
保育料	応能負担 C円／円	応能負担 ①保育標準時間 C円／円 ②保育短時間 C円 × 一定割合 /円

■ 4 1号、2号、3号認定子どもが利用できる施設(宇陀市内施設型給付施設)

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	備 考
(仮)大宇陀認定こども園	○※1	○	○	幼稚園、保育所の移行が容易
(仮)室生認定こども園	○※2	○	○	幼稚園、保育所の移行が容易
榛原幼稚園	○※3	×	×	
榛原東幼稚園	○※4	×	×	
榛原西幼稚園	○※5	×	×	
菟田野保育所	×	○	○	
榛原北保育園	×	○	○	
私立 しらゆり保育園	×	○	○	

※1 大宇陀小学校区及び菟田野小学校区の1号認定子どもに限る

※2 室生西小学校区及び室生東小学校区の1号認定子どもに限る

※3 榛原小学校区の1号認定子どもに限る

※4 榛原東小学校区の1号認定子どもに限る

※5 榛原西小学校区の1号認定子どもに限る

